

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和三年二月三日

指令越建セ第〇二〇〇五一号

二 検査済証番号

令和三年二月二十五日

越建セ第三九〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百二十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県草加市青柳五丁目三十六番二十一―一〇三号

奈良岡 和樹、奈良岡 香澄